

農業によるメンタルヘルスケア推進事業実施要領

(目的)

第1 農業によるメンタルヘルスケア推進事業（以下「事業」という。）は、農業によるメンタルヘルスケア推進事業補助金交付要綱に基づき、職場や日常生活上のストレスなどをきっかけにメンタルヘルスに課題のある人に対し、農業を通じて回復支援の取組を行う個人又は法人その他の団体に対し、県が補助を行い、その人たちの社会参加を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「コーディネート機関」、「連携農家」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「コーディネート機関」とは、メンタルヘルスケアの経験がある県内に住所を有する個人又は県内に事業所若しくは事務所を有する法人その他の団体であって、県内で農業を営む個人又は法人その他の団体（以下「農家等」という。）と連携し、メンタルヘルスに課題のある人の回復支援の取組を行う者をいう。
- (2) 「連携農家」とは、本事業の目的を理解し、メンタルヘルスに課題のある人を受け入れると共に、コーディネート機関と協力してその人たちの社会参加の促進を支援する農家等のことをいう。なお、本事業は県内の農地等で行うものとする。

(補助対象事業)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、補助金の交付の対象となる者が農家等と連携して実施する、メンタルヘルスに課題のある人の回復支援の取組であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) メンタルヘルスに課題のある人に県内の農地等における農作業の経験を積ませることを通じ、社会参加を促進する事業であること。
- (2) この補助金の交付を受ける以前から実施している事業（対象者や事業規模等を拡大して実施する事業を除く。）でないこと（前年度にこの補助金の交付を受けている事業を除く。）。

(連携農家の確保)

第4 コーディネート機関は、本事業を実施するにあたって、県と協力し、メンタルヘルスに課題のある人を受け入れる農家等を確保する。

(利用対象者)

第5 本事業における利用対象者は、次に掲げる2つの要件を満たす者とする。

- (1) 居住地は、県内外問わず、メンタルヘル스에課題のある人
- (2) 就労していない人（企業等に在籍しているが、休職している人を含む。）

（利用対象者からの申込み）

第6 利用対象者は、別記第1号様式によりコーディネート機関に申込みを行うものとする。

（利用期間）

第7 本事業により回復支援を受ける者（以下「利用者」という。）の利用期間は、原則3か月以内とする。なお、利用者が延長を希望する場合は、利用者、コーディネート機関、連携農家の三者で協議の上、3か月毎に延長することを可能とする。

（業務内容）

第8 コーディネート機関の業務は、下記のとおりとする。

(1) 利用者の募集

コーディネート機関は、県内外に向けてインターネット、新聞等で利用者の募集を随時行うものとする。

(2) 農家等との連携

コーディネート機関は、連携農家と協力し、利用者の社会参加を促進する。

(3) 農作業が可能かどうかの判定

ア 第6の規定により、利用対象者から申込があった場合は、オンライン面接等で健康状態を確認し農作業を行うことが可能かの判定を行うものとする。

イ アの規定により、判定を行った場合、速やかに別記第2号様式により県障害福祉課長に届け出るものとする。

(4) 利用者と連携農家をマッチング

コーディネート機関は、利用者の健康状態等を確認して、利用者に適した農家等を紹介する。

(5) 利用者の作業内容

利用者の作業内容は、利用者の健康状態に見合った農作業を行うようにするものとする。

(6) 利用者の支援計画

コーディネート機関は、利用者の支援計画を個別に作成するものとする。

(7) 利用者の記録

コーディネート機関は、利用者の作業内容、利用時間を記録するものとする。

(8) 利用者と連携農家の活動を支援

コーディネーター機関は、利用者と連携農家を巡回し、作業状況の確認や相談指導を行う等、両者の活動を支援する。

(9) 利用者と連携農家の間で問題が生じた場合の調整

コーディネーター機関は、利用者と連携農家の間で問題が生じた場合は、両者の間に入り、調整を行うものとする。

(10) 関係機関との連携

コーディネーター機関は、利用者の移住や就農等の希望に応じて、市町村等の関係機関を紹介し、利用者の社会参加を促進するものとする。

(事業従事者)

第9 コーディネーター機関は、メンタルヘルスケアに従事したことがある人を常時1名以上配置し、適切かつ安全に事業が実施できる体制をとること。

(事故対応等)

第10 コーディネーター機関は、事業実施中に利用者が負傷した等、問題が生じた場合は、速やかに県障害福祉課長に報告をすること。

(帳簿等の整備)

第11 コーディネーター機関は、設備、会計及び利用者の処遇に関する諸帳簿を備え付けるものとする。

(会計年度)

第12 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該会計年度の途中で事業を開始又は廃止する場合の会計年度の始期又は終期は、当該開始の日又は当該廃止の日とする。

附 則

この要領は令和3年6月17日から施行する。